

## 通所介護・地域密着型通所介護事業所に関する注意

「通所介護・地域密着型通所介護」の平成28年4月1日から平成30年3月31までの間に作成される居宅介護サービス計画の取扱いについて、介護保険最新情報 Vol.553（平成28年5月30日）にて厚生労働省老健局振興課から「居宅介護支援における特定事業所集中減算（通所介護・地域密着型通所介護）の取扱いについて」は下記のとおり Q&A が発出されておりましたが、平成30年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol.1）（平成30年3月23日）において、平成30年度以降についても同様の取扱いとすることが示されました。

### 特定事業所集中減算における「通所介護・地域密着型通所介護」の取扱いについて

問 平成28年4月1日から特定事業所集中減算の対象サービスとして地域密着型通所介護が加わったところであるが、平成28年4月1日前から継続して通所介護を利用している者も多く、通所介護と地域密着型通所介護とを分けて計算することで居宅介護支援業務にも支障が生じると考えるが、減算の適用有無の判断に際して柔軟な取扱いは可能か。

（回答）

- 平成28年4月1日以降平成30年3月31日までの間に作成される居宅サービス計画について特定事業所集中減算の適用を判定するに当たっては、通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置づけた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えない。

上記Q & Aのとおり

- ① 通所介護等についてその最も紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数（通所介護と地域密着型通所介護を合算する）で計算する方法（平成27年度以前と一緒のやり方）
  - ② 通所介護と地域密着型通所介護それぞれ別に計算する方法
- ①と②のどちらにするかは、事業所で選択をしてください。

〔記入時の注意点〕

- ①合算して記入する場合、様式1の「イ. 通所介護等」で「1. 合算」を選択し、記入してください。
- ②それぞれを記入する場合、様式1の「イ. 通所介護等」で「2. 通所」を選択し、通所介護を記入、「ロ. 通所介護等」で「3. 地密」を選択し、地域密着型通所介護を記入してください。